松江市人材育成(新型コロナ特別対策)支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年3月31日

松江市長 松浦正敬

松江市人材育成(新型コロナ特別対策)支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する松江市人材育成(新型コロナ特別対策)支援事業補助金については、松 江市補助金等交付規則(平成17年松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するも ののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「中小企業者」とは、中小企業支援法(昭和38年法律第147号) 第2条第1項に規定する中小企業者のうち、製造業に属する事業を主たる事業として営むも のをいう。

(補助の対象等)

第3条 補助金の名称、補助金交付の目的、交付の対象である事業の内容、補助対象経費、交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	松江市人材育成(新型コロナ特別対策)支援事業補助金
補助金交付の目的	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、インターネットを活用した
	営業活動(オンライン商談、オンラインプレゼンテーション等。以下
	同じ。) が定着しつつあることから、中小企業者が当該活動を行う上
	で必要となる知識やスキルを習得するための研修又は感染症予防対
	策を学ぶための研修(以下「研修」という。)の開催若しくは受講に
	必要な経費の一部を補助することにより、中小企業者の人材育成、経
	営の継続及び持続的な発展を図ることを目的とする。
交付の対象である	研修の開催又は受講
事業の内容	

補助対策経費	補助対象経費は、研修の開催又は受講に係る次に掲げる経費(消費税及び地方消費税の額を除く。)とする。ただし、同様の趣旨の他の補助金等の交付を受けている場合は、当該補助金等の額を控除した額を補助対象経費とする。 (1) 謝金 (2) 旅費(研修講師招聘旅費(宿泊費含む。)、受講者参加旅費(宿
	泊費除く。)) (3) 委託料(研修業務委託費) (4) 会場借上料 (5) 教材費
交付の率又は金額	(6) 受講料 補助対象経費の2分の1以内の額(1,000円未満切捨て)とし、80万
文刊の芋入は並領	一円を上限とする。
補助事業者の範囲	補助事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。
	(1) 市内に事業所を有する中小企業者
	(2) 補助対象となる事業の完了時に市税を滞納していない者

(交付の申請)

第4条 規則第4条第1項第4号に規定する補助金等交付申請書に添付する市長が必要と認め る書類は、補助対象経費の内容等が分かる書類の写しとする。

(実績報告)

- 第5条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書に添付する市長が定める書類は、次に掲げるものとする。
  - (1) 事業報告書
  - (2) 補助対象経費に係る請求明細が分かるもの
  - (3) 領収書等補助対象経費の支払が分かるもの
  - (4) 市税に滞納がないことが分かる証明書
- 2 前項第4号の証明書は、地方税法(昭和25年法律第226号)附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例を受けた補助事業者に限り、誓約及び同意書をもって代えることができる。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

## (施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
  - (この告示の失効)
- 2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。